

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）

車椅子使用者用客席の整備における
サイトラインの確保等に係る設計時の配慮について（依頼）

平素より建築行政に関して、多大なご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本年6月1日より、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する基準を改正し、劇場、観覧場、映画館若しくは演芸場又は集会場若しくは公会堂（以下「劇場等」という。）について、一定規模以上の建築時における「車椅子使用者用客席」の設置を義務化したところです。

また車椅子使用者用客席については、単に数を確保するだけでなく、その質の向上を図るため、バリアフリー設計のガイドラインである「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下「建築設計標準」という。）」の改正において、主に下記の内容を「標準的な整備内容」として位置づけ、本年5月30日に公表したところです。

つきましては、貴職におかれては、車椅子使用者用客席の質の向上を図るため、貴団体会員に対し、下記について周知いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県建築行政主務部長、教育委員会施設主管課長、社会教育施設主管課長、スポーツ施設主管課長及び文化行政主管課長、並びに所管行政庁その他市町村の長に対しては、客席等を有する公共施設の整備に際して、下記「質の向上を図る観点」と「標準的な整備内容」を踏まえた設計とするよう周知しているほか、各スポーツ団体に対しては、スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付より、別添のとおり車椅子使用者用客席の整備に係る業界基準等の策定についての協力依頼が行われていることを申し添えます。

記

建築設計標準では、車椅子使用者用客席に関する以下3つの「質の向上を図る観点」（以下「3つの観点」という。）について、標準的な整備内容を定めたところです。

質の向上を図る観点	標準的な整備内容
車椅子使用者用客席の サイトライン	・ 前列の観客の頭上から舞台等へのサイトラインを確保できる構造とすること ・ イベント中に観客が立つことが想定される施設の客席では、前列の観客が立っている状態で舞台等へのサイトラインが確保できるよう計画・検討すること ・ サイトラインの確保については、建築設計標準に例示するチェック・検証方法によって検証することが考えられること
車椅子使用者用客席の 分散配置	・ 一般客席の利用者と同様に車椅子使用者が多様な価格帯を選択できるよう、チケットの価格帯や客席の種別ごとに、又は水平・垂直に分散して設けること
車椅子使用者用客席の 同伴者席	・ 同伴者用の客席（スペース）を車椅子使用者用客席の後ろではなく横に隣接して設けること ・ 可動椅子の設置が可能な場合には、同伴者席は固定席でなくスペースと可動椅子に依るものとする

劇場等の整備に当たり、建築設計標準の記述を参考に、上記3つの観点に十分配慮した設計となるよう、設計者におかれては建築主への提案等を通じて、車椅子使用者用客席の質の向上に努めていただきますようお願いいたします。

なお、劇場等に該当しない施設であっても、客席に相当する設備を整備する場合には、本通知の趣旨を踏まえ、同様の配慮を行っていただきますようお願いいたします。

<参考資料>

別添1：バリアフリー法の概要・劇場等の客席に係る義務基準の創設 説明資料

別添2：

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和7年度改正版

本編第2章「単位空間ごとの設計」 13. 劇場、競技場等の客席 抜粋

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html#guideline

別添3：

車椅子使用者用客席の整備に係る業界基準等の策定について（依頼）

令和7年8月7日付事務連絡 スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付